



～学校事務職員から家庭へ届ける学校情報通信～

土岐市小中学校共同学校事務室
令和7年度

教科書について

小学校では年2回、中学校では年1回子どもたちへ新しい教科書が無償で給与しています。教科書についてご紹介します。

教科書の使用

教科書は文部科学大臣の検定を経たものを使用することになっています。
土岐市で使用する教科書は東濃地区で採択しています。

教科書は無償

教科書は国の予算で購入されています。財源は税金です。
無償で給与されますが、紛失しても再度もらうことはできません。
2学年以上にわたって使用する教科書もありますので注意してください。

紛失の場合

無くしてしまった場合・汚れなどで新しい教科書に替えたい場合は、保護者の方に代金を負担していただくことになります。教科書取扱店で直接購入することができます。詳しくは各学校へお問い合わせください。

転校の場合

使用する教科書は、東濃地区内同一です。他地区へ転出した場合は、今まで使用していた教科書と新しい学校で使用している教科書を照らし合わせて、違う教科書のみ無償で給与されます。今使用している教科書は捨てないでください。

災害にあった場合

災害救助法の適用を受ける災害により教科書に被害があった時は、再給与されます。
災害救助法が発動されない地域で被害があっても、教科書は再給与が原則となっています。